

平成 25 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 25 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 25 年 9 月 25 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 福田 修 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案訂正について（議案第 65 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出
決算認定の件）
- 日程第 2 学校適正規模調査検討特別委員会調査報告の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 議案第 57 号 東彼杵町犬取締条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 議案第 58 号 東彼杵町環境美化の推進に関する条例の一部を改正する条
例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 議案第 60 号 東彼杵町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 議案第 61 号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 議案第 62 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 65 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 68 号 平成 24 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 70 号 平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 71 号 平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 72 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 73 号 平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 陳情第 3 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 陳情第 4 号 認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 75 号 東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 議案訂正について(議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第 2 議案第 75 号 歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 20 議案第 76 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 発議第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第 22 発議第 7 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 追加日程第 3 発議第 8 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
- 日程第 23 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 24 議員派遣の件

開 会（午前 9 時 44 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第 1 議案訂正について（議案第 65 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出 決算認定の件）

○議長（森敏則君）

日程第 1、議案訂正について（議案第 65 号平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件）を議題とします。議案訂正理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

議案の訂正をお願い致します。平成 25 年 9 月 11 日提出いたしました下記事件は、次の理由により別紙の通り訂正したいので、会議規則第 19 条の規定により請求をいたします。

件名、議案第 65 号平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。内容が決算書の備考欄の訂正でございます。印刷校正の誤謬によるものでございます。一般会計歳入歳出決算書の 161 ページ上段、15 工事請負費の備考欄中、訂正前が龍頭泉山の家屋根改修工事を訂正後、龍頭泉山の家解体工事へ訂正をお願い致します。それから 2 番目といたしまして、決算書の財産に関する調書の訂正でございます。数値の遺漏によるもの。これは別紙の通りでございます。243 ページの抜粋でございますけれども、公共用施設のその他の施設の土地、決算年度中増減高を 0 から△94、決算年度末現在高を 216,572 から 216,478 へ、建物非木造の延面積、決算年度中増減高を 0 から△126、決算年度末現在高を 17,763 から 17,637 へ、右の延面積計の決算年度中増減高を 0 から△126、決算年度末現在高を 19,048 から 18,922 へ訂正をお願い致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それでは、ここでお諮りいたします。

只今議題となっております、訂正議案の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○——△——

休憩をお願いします。

○議長（森敏則君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 9 時 47 分）

再 開（午前 9 時 50 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

それでは、先程からお諮りしておりますように、只今議題となっております、訂正議案の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案訂正について（議案第 65 号平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件）を許可することに決定しました。

日程第 2 学校適正規模調査検討特別委員会調査報告の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 2、学校適正規模調査検討特別委員会調査報告の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。浪瀬委員長。

○学校適正規模調査検討特別委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。平成 23 年 6 月本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記の通り会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

町内の児童、生徒数が年々減少していく中で、教育委員会による学校規模適正化懇話会の発足や町長の所信表明を受けて、未来を担っていく子ども達のより良い教育環境の整備を図る為、東彼杵町議会に於いても一昨年 6 月定例議会で 11 名の委員からなる、学校適正規模調査検討特別委員会を設置し、学校を統廃合された熊本県の津奈木町の視察研修並びに本町の音琴小学校に於ける複式授業の実態等を調査し、又、教育委員会による学校規模適正化説明会にもオブザーバーとして出席し、より良い方向性を見出す為 2 年を超える 10 回の委員会を重ね調査研究をしてきました。

津奈木町に於ける統廃合視察研修については、昨年 3 月の第 1 回定例議会で報告をいたしました。統廃合前の地域説明会の方法やその手段、スケジュール、又、保護者や地区住民とのコンセンサスを得る為の方法等を学び、統廃合後の児童と保護者の反応、更に通学手段と廃校校舎の活用についても学習をしたところであります。

音琴小学校の調査については、昨年 6 月の第 2 回定例議会で報告をいたしました。複式授業については学級補助指導員の支援による自習が有るものの、団体生活に於ける切磋琢磨する環境、更に体育などの団体スポーツは、中々年齢、人数により難しいとの事であり少人数でのクラス編成、授業の様子、又、メリットやデメリットについても研究をしたところであります。現在、音琴小学校は完全複式授業であり、又、大楠小学校においても一部複式授業を余儀なくされております。

教育委員会に於かれては、それぞれの代表による学校規模適正化懇話会から学校規模適正化検討委員会へと移行され、それぞれの委員皆様方の意見集約やアンケートの集約をされ、教育委員会の結論としては、中学校1校、小学校2校ということで各地区に出向いて教育委員会事務局で説明をするとのことでありました。

本委員会としては、校区、地区別説明会を開催される場合、教育委員の皆様も出席して頂き、多くの要望や意見に耳を傾けながらそれらを共有し、又、場合によっては様々な角度から説得に当たられ、将来を見据えながら最善の方向性を見出して欲しいとの要請をしたところであります。

学校規模適正化についての説明会は、校区別や全体の保護者を対象に開かれ、又、地区別に一般住民を対象に開かれ、再度今月に入って保護者を対象に説明会が開催されたところであります。本委員会においては、委員会開催に当たり、良い方向性を見出す為、教育長、各委員、教育次長の出席を求め、教育委員会と議会が並行しながら協議を重ねてきました。

本委員会としては、町内の児童、生徒数が年々減少していく中で、又、出生数が40～50人台と減少していく現実を捉え、グローバル化する社会と子ども達の将来を鑑みた場合、より良い教育環境と方向性を見出す為、に最善の努力をしなければならないと考えます。

中学校に於ける文部科学省の基準では、1学年の学級編成は4クラス以上が適正と言われ、郡内の中学校と比較してみても、中体連の競技種目等に制約を受け、更に多くの同年代の様々な意見を聞く機会が失われ、お互い切磋琢磨する環境が整っていないのが現状です。

又、小学校に於いても1学年2クラス以上が適正と言われ、音琴小学校や大楠小学校の保護者の間には統廃合について積極的な意見も有ります。

従って本委員会の考える学校適正規模は、将来的に出生率が更に低下する場合は、小学校1校、中学校1校と考えられますが、現実を鑑みた場合小学校2校、中学校1校が望ましいと考えます。

保護者や地域住民の間には様々な意見がある中で、統廃合について理解を得る為には教育委員会が率先して説得に当たり、更に登下校の通学手段や廃校後の利活用についても理解が得られるよう、保護者や地域住民と行政が一体となり研究を重ね推進されることを強く望みます。

尚、議会としてもそれらをバックアップすることで一致しました。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長に対する質疑を行います。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

前回の委員会の時にこの文面を取り纏めをしましよと言うことで、取り纏めをしてありますが、一番最後の行、これは除こうとという話にこの前なったんじゃないんですか。一番最後の行ですよ、違いますか。

○議長（森敏則君）

浪瀬学校適正規模調査検討特別委員長。

○学校適正規模調査検討特別委員長（浪瀬真吾君）

これは、私はその時にこれは入れた方が良くないかということで皆さんの理解を得たものと認識をしております、載せたわけでございます。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。

次に、これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、お手元に配布しました委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って本案は、委員長報告の通り可決されました。

これで学校適正規模調査検討を終了いたします。

日程第 3 議案第 57 号 東彼杵町犬取締条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 58 号 東彼杵町環境美化の推進に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 60 号 東彼杵町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 6 議案第 61 号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 7 議案第 62 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第 3、議案第 57 号東彼杵町犬取締条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 58 号東彼杵町環境美化の推進に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 60 号東彼杵町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 61 号千綿駅舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例、日程第 7、議案第 62 号平成 25 年度東彼杵町

一般会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、報告いたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件 議案第57号東彼杵町犬取締条例の一部を改正する条例

2 審査年月日 平成25年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は愛犬の散歩における飼い主のマナー向上を喚起し「ふんの放置」の撲滅対策を講じるための改正条例である。

審査の過程において、罰金の罰則を設けてある以上、住民への周知期間が必要とのことで、滝川委員と吉永委員から附則を修正する動議が提出されました。

慎重に審査した結果、別紙の通り修正議決するものと全員一致で決定し、修正部分を除く原案は、いずれも全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号について報告いたします。

記

1 付託された事件 議案第58号東彼杵町環境美化の推進に関する条例の一部を改正する条例

2 審査年月日 平成25年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は環境美化等の意識付けを徹底するため「たばこの吸い殻や食べ物の残りかす、チューインガムのかみかす等」の具体的な条文に改正することで、これまで以上に意識を促し、不法投棄（ポイ捨て）禁止を訴えるためのものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件 議案第60号東彼杵町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

2 審査年月日 平成25年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は町内居住者の雇用促進を図るため制度の内容を見直す必要があるため改正されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

- 1 付託された事件 議案第 61 号千綿駅舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 2 審査年月日 平成 25 年 9 月 19 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査を行い、その後、総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は行政財産として所有する必要性が乏しいため廃止されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で今後の活用にあたり、公募して口約束した時点は、まだ行政財産あり、その前に条例を廃止すべきであったとの意見がありました。

記

- 1 付託された事件 議案第 62 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 審査年月日 平成 25 年 9 月 19 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め、審査を行いました。

本件は歳入歳出それぞれ 128,633 千円を追加し、総額を 4,676,029 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、町道改良工事費等 43,896 千円、農業生産新技術普及支援事業補助金など 34,718 千円、庁舎旧館外壁改修工事費等 23,429 千円である。

主な財源として、県補助金 33,838 千円、普通交付税 77,041 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、千綿駅展望台新築工事等実施設計業務委託料の件で、展望台の高さ 2.5m はプラットホームの高さほどであり、もう少し思い切った高さにし、出入り口の改良を含め、駅周辺を観光スポットとして捉え全体的な構想を望むとの意見がありました。

そのぎ茶サイダーについて、まだ多くの在庫を抱え、賞味期限が迫っている状況を踏まえ町の行事等で参加者に配布したらどうかとの意見がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、これから、議案第 57 号の討論を行います。先ず、原案賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。どうぞ、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、次に、原案賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

次に修正案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは、これで議案第 57 号の討論を終わります。

次に、これから議案第 58 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号を一括して、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、討論なしと認め、これで議案第 58 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号の討論を終わります。

それでは、これから議案第 57 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、修正です。先ず、委員会の修正案について起立によって採決を行ないます。

お諮りします。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

確認しました。起立多数です。

従って、委員会の修正案は可決されました。

次に、只今、修正議決をした部分を除く原案について採決を行ないます。

お諮りします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、修正部分を除く部分は原案の通り可決されました。

次に、これから議案第 58 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 58 号東彼杵町環境美化の推進に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告の通り可決されました。

次に、これから議案第 60 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 60 号東彼杵町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

次に、これから議案第 61 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 61 号千綿駅舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例は委員長報告の通り可決されました。

次に、これから議案第 62 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 62 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）については委員長報告の通り可決されました。

- 日程第 8 議案第 65 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 68 号 平成 24 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 70 号 平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 71 号 平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 15 議案第 72 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 16 議案第 73 号 平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第 8、議案第 65 号平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 66 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 67 号平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 68 号平成 24 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 69 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 70 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 71 号平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 72 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 73 号平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 9 件を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。岡田決算特別委員長。

○決算特別委員長（岡田伊一郎君）

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 議案第 65 号平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
議案第 66 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 67 号平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 68 号平成 24 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 69 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 70 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 71 号平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第72号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定の件

議案第73号平成24年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定の件

2 審査年月日 平成25年9月18日、19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め決算特別委員会を開催しました。

議案第65号は収入済額4,772,016千円、支出済額4,613,707千円で差引残額158,309千円となっている。

議案第66号から議案第73号の特別会計8件の収入済額2,791,394千円、支出済額は2,711,720千円となっている。

議案第65号一般会計の審査過程において、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に効率的に執行されたかを見るにあたり、繰越明許費補正の中で予算の款・項・事業名・金額4,641千円を議決したものである。

特に事業名では龍頭泉山の家屋根改修工事となっており、財産の価値を高めるための措置が財産を無にする予算執行となっている。やむを得ない事情で解体しなければならなかったことは理解するものの、議会の議決を重く受け止められ、監査委員の審査意見書にあるとおり、新たな予算措置で対応すべきであった。

慎重に審査した結果、賛成少数で不認定とすべきものと決定しました。

議案第66号から議案第73号の特別会計8件については、予算の執行や財産管理についても適法かつ適正に執行されていることを認め、全委員一致原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行ないます。先ず始めに、議案第65号について行ないます。質疑が有る方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号から議案第73号まで、一括して質疑を行ないます。質疑のある方は、先に議案番号を告げてからお願い致します。有りませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは、質疑がないようですので、議案第66号から議案第73号までの質疑を終わります。

それでは、これから議案第65号の討論を行ないます。先ず最初に原案賛成者の発言を許します。1番議員、堀君。

○1番（堀進一郎君）

私は、平成 24 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件に賛成の立場から意見を述べる者であります。適正に処理されていることを認め、全体決算を承認するものである。只、一部、前年度繰越明許費の使途について検証することが有りましたが、それには予算計上については、法及び財務規則に従って処理されていると認められる。又、予算の使途については予算区分の款、項は議決対象項目であり相互の流用使用は法的には認められないが、目、節は執行科目であり相互の流用を認められていて、何ら法的な拘束は無いと思われま。よって予算の事業執行にあたっては町の権限であり、法律上、許された行為である。しかも、当初、計画事業と同一事業での施工上の変更による使用目的に付する事業である。それには費用対効果を考えるならば、予算経費の節減、町民の不信につながる施設の活用使用の状況、又、老朽化施設であることから将来を見込んだ効率の良い必要な処置であると認める中、予算上の節間での必要最小限度の経費流用は可能と判断するものである。あえて不認定とする根拠も全くなく、適正な決算処理と認め、併せて一般会計全体の歳入歳出は適正な処置で決算処理されていることを認め、原案のとおり承認することで賛成の意見を述べて、以上で終わります。

○議長（森敏則君）

それでは次に原案に反対者の発言を許します。3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

決算特別委員長の報告にもありましたが、龍頭泉山の家屋根改修工事については、23 年度の補正予算で町長が有効活用をしたいとの思いから上程されたもので、議会を中断して我々も現地を視察したところでございます。私も現地で上部だけは解体したほうが良いのではないかと言ったと思いますが、町長の強い思いがあり認めたものでございます。しかしながら、24 年度に繰越明許費補正となり、その後、議会には何の承諾もなく解体されてしまったということは大変残念なことであります。このことは当初の目的とかけ離れて目的外に使用され町民の貴重な財産を失うという結果になり、議会との信頼関係を損ねてしまいました。本来なら臨時議会を開催して繰越明許費を取り下げ、新たに解体用の補正予算を組むべきではなかったかと思えます。尚、補正を組まれるときの現地調査の在り方、又、担当職員の事務手続きに不備があったことは否めない事実ではなかったかどうかと思えます。従って、残念でございますけれども不認定とするものでございます。

○議長（森敏則君）

次に原案に賛成者の発言を許します。7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今、議題になっているところですが、何ら法令上、或いは財務規則、支障、問題が無く違法性が無くそして只、事務手続き上の問題を捉え一年間の全部の一般会計の決算を不認定とこういう事では、町民に対しての説明、不認定の説明、これが成り立たないと私は考えます。よって簡潔に申し上げますと、以上内容のことで、事務的な手続きの問題は別にして、24 年度の一般会計の決算は認定すべきだと意見を述べます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に原案に反対者の発言を許します。2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

私も決算審査にあたっては、極力性善説に基づいて解釈したいというふうに日頃から思っています。ポイントは意図的であるか誤謬であるかという事でございます。先程、佐藤議員が言われたように重要な誤りが無い場合は、これを不適正とした場合は困難が生じるという事は目安でございます。解釈の違い等を主張されればそれは誤謬と受け止めてとも言えるかなと気が致します。

龍頭泉の山の家の方は、先程浪瀬議員のほうから意見がございましたのでそれは省きますけども、蔵本公民館の方は、これに関しましては解釈の違いという事を主張されておりましたのでそこら辺については、誤謬の反映かなという気も致しますけども、この方は当時、私、議会運営委員長をしておりました。その時に議会運営委員長名で監査請求を出しております。その監査請求の答申に基づいて執行側に提言書となるものを提出した経緯がございます。ですから今になってそれを覆すという事であれば、これは私達議会としての立つ位置からすればそれはかなり難しい。従いまして、今回の一般会計決算の方は不認定と考えます。以上です。

○議長（森敏則君）

それぞれ反対者 2 名、賛成者 2 名の討論がありました。他にありますか。10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

認定については賛成でありまして、平成 24 年度一般会計歳入歳出決算書の中に確かに用途変更箇所があった事は事実でございます。当然議会に再度提案されるべきであったと思っております。只、町民より付託された議会人として考えなければならないのが、執行者より議会が無視されたと受け取ったにせよ、状況判断をした時に町民に対して不利益、もしくは違法性まで与えたというものではないと私は考えおまして、従って、24 年度決算については認定すべき賛成でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案に反対者の発言を許します。6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私は次の 2 点についてちょっと不備がありますのでこの方は認定をしがたいという事でございます。まず第 1 点目は今議論にあつております龍頭泉山の家の方、これは昨年 3 月の補正予算で議会で議案が繰り越されたわけですね。繰り越された議案が提案されたときは全く違った、所謂、改修から解体になってしまった。財産が無くなってしまったという事でございますけど、先程、後城議員が言われたように、これはあくまでも議会に対してそういうものを説明する義務が理事者側にはあつたのではないかというふうに思います。

第 2 点目はまちづくり交付金についてでございますけども、これも議会から監査請求があつた問題でございます。これは蔵本郷のトイレ改修とあつたわけですけども、この方については前会計管理者が同一工事だという事で、自分の職を犠牲にして、又、給料を下がる事を覚悟してそういった意見を述べられた経緯もでございます。そういう事でこの 2

点について私はちょっと納得しがたいという事で、今回の決算については不認定とさせていただきますというふうに思います。

○議長（森敏則君）

それぞれ反対・賛成3名ずつの討論を行ないました。他にありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に討論がないようですので、これで議案第65号の討論を終わります。

それでは次にこれから議案第66号から議案第73号について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、討論なしと認め、これで議案第66号から議案第73号の討論を終わります。

それではこれから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は不認定です。従って原案について採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立少数です。

従って、議案第65号平成24年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は不認定とされました。

次にこれから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第66号平成24年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第67号平成24年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 68 号平成 24 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第 69 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案 69 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第 70 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 70 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第 71 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 71 号平成 24 年度漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第 72 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 72 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次にこれから議案第 73 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 73 号平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 17 陳情第 3 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 17、陳情第 3 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 陳情第 3 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 2 審査年月日 平成 25 年 9 月 19 日
- 3 審査の経過並びにその結果

本件は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を担う市区町村の財源確保と共に、頻発する自然災害等の脅威から、国民の生命財産を守る為の森林・林業・山林対策の抜本的な強化を図る為、石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合を森林面積に応じて、市区町村に譲与する制度の創設を実現させる為の意見書採択を求めるものである。よって、陳情者の願意を認め全員一致採択すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

これから総務厚生常任委員長に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って陳情第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

日程第18 陳情第4号 認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第18、陳情第4号認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは報告を致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 陳情第4号認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書
- 2 審査年月日 平成25年9月19日
- 3 審査の経過並びにその結果

本件は、認証保育園の職員の待遇改善、保育環境の改善、利用者の負担軽減に繋げる広域入所を機能させ補助対象として欲しいという事と、障がい児の受け入れだけは認可、認証、認可外の隔たりなく同様の支援の実現を図って欲しいという事である。よって陳情者の願意を認め全員一致採択すべきものと決定致しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

文言の中に広域入所を機能させる補助対象として欲しいという事でございますけども、この間の参考人さんにお伺いした時点ですけども、この場合の補助は住所を有するところが持つんだよという答えでございましたよね。そこで若い人達の勤務形態において、例えば私達のような過疎地域の若い人達は都心と言いますか、そういう所に仕事に行かれています方が結構いらっしゃると思うのですよね。そういった所でそういう人達は勤務の都合上、例えば、大村辺りに仕事をされる方は大村の保育所辺りに預けたほうが便利だなという考えを持たれる方も多分いらっしゃると思うのですよ。私は東彼杵町の勤務形態等を鑑みれば、逆に東彼杵町の本金が増える可能性があるのではないかという気がするのですけども。

ですからそこら辺についてのメリット、デメリット等々についての審議等はございましたか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

その審査の経過についてはありませんでしたが、この保育は日本全国国をあげて見るべきであるという意見は審査の過程で出ました。以上であります。

○議長（森敏則君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この採決は起立によって行います。

お諮りします。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、陳情第4号認証保育施設支援事業の拡大に関する陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（森敏則君）

暫時休憩を致します。

暫時休憩（午前10時46分）

再開（午前10時47分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

日程第19 議案第75号 東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 19、議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が道の駅彼杵の荘について各施設の役割を再編するため、また附帯施設であります「明治の民家」及び「体験工房」を商業活動等も可能な施設として、道の駅彼杵の荘として一体として活用すべく普通財産として取扱いに変更するものでございます。

詳細につきましては教育次長の方から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

条例の一部を改正する条例を補足して説明致します。まずは新旧対照表の次に歴史公園彼杵の荘の区域図を付けております。こちらをご覧戴きたいと思っております。概略図でございますが、黒く塗りつぶしている区域が道の駅彼杵の荘公園ということで位置付けを致しております。その中で斜線を引いている部分、この区域につきましては「ひさご塚古墳」と「歴史民俗資料館」が行政財産とするものであります。ここにつきましては、今後も当該条例で管理をしていくように計画致しております。それ以外の一点破線で囲んでおります区域につきまして、今後本町の観光拠点ということで整備をしていきたいと。それに基づきまして、今回「明治の民家」並びに「体験工房」につきまして、今後の利活用の幅を更に広げていきたいというふうな趣旨で普通財産への取扱いに変更したいということで東彼杵町への一部改正を上程致しております。

条文につきましては、新旧対照表をご覧戴きたいと思っております。先ず第 1 条でございますけれども、4 行目、なお、公園内にとありますがこれ以降を削ります。次に、第 2 条第 1 項の表中「位置 東彼杵町彼杵宿郷 430 番地 5」を「位置 東彼杵町彼杵宿郷 437 番地 1 及び 458 番地」に改め、同条第 2 項を削ります。次に、第 3 条を削ります。次に、第 4 条中「及び附帯施設」を削り、同条を第 3 条と致します。次に、第 5 条から第 7 条までを削りまして、第 8 条を第 4 条と致します。一部改正の条例につきましては以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑がある方はどうぞ。7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今条例改正は説明がございましたけれども、行政財産から削って普通財産に戻しますよと、この区域をとということになれば何処がどのような管理をされる。そこのところ説明がなかったんですが、そこの説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに管理運営は今説明しましたこの図面でいきますと、斜線部分ですね。先程も言いました行政財産に残るところ、ここは教育委員会の所管に今後もそのままでございます。それ以外は、それぞれまだ今計画中でございますので、産業振興課が現に今既に今の道の駅自体も土地等については行政財産的な不明瞭なことになっております。ですから今回改めて物産館ですか、ここをこれから駐車場も含めまして普通財産しまして、これは現在のところ産業振興課が担当ということで、その後どういう形になるかですね、基本的に商業施設等になれば産業振興課が主になっていくのかなど。或いは考え方ですけども、何処かのNPOか何処かに委託ということになるかもですね。例えば観光協会あたりが出来て観光協会に委託という方法もあるかと思えますけども、今後そこら辺を含めながら検討して参りたいと思っております。現在のところ普通財産につきましては、産業振興課、行財については教育委員会ということで考えております。

○議長（森敏則君）

他に。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねしますけど、最終日になってこの議案が出されたというその理由。何故、議会当初に提案がなかったのか。またその時点でこういう考えが出されなかったものなのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議会冒頭、本来は出したかったんですけども、担当に検討せろという事で大分話をしましたけども、中々上がってこなかったものですから。吉永議員からも千綿駅につきましても指摘等もあって、もっと早くしたらどうかという意見があったもんですから、とにかく補正予算がまだ会期中にお願いをしたいという事で一緒に併せて仕上げろという事で指示をしまして今回お願いしました。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっています、議案第75号は産業建設文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時54分）

再開（午後2時11分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今町長から議案訂正について、議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 1 とし議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従いまして本件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 1 とし議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 議案訂正について（議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（森敏則君）

それでは、追加日程第 1、議案訂正について（議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。議案訂正の理由を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案の訂正請求でございます。平成 25 年 9 月 25 日提出を致しました下記事件は、次のとおり訂正したいので、会議規則第 19 条の規定により請求します。

議案 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。内容と致しまして、改正条文中の一部を次のとおり訂正致します。訂正前が第 2 条第 1 項の表中「位置 東彼杵町彼杵宿郷 430 番地 5」を「位置 東彼杵町彼杵宿郷 437 番地 1 及び 458 番地」に改め、同条第 2 項を削るという事で訂正前はなっておりましたけども、これを訂正後がアンダーラインを引いておりますとおり、及び 458 番地を削除致しまして代表地番だけに改めるものでございます。訂正後が第 2 条第 1 項の表中「位置 東彼杵町彼杵宿郷 430 番地 5」を「位置 東彼杵町彼杵宿郷 437 番地 1」に改め、同条第 2 項を削るに訂正するものでございます。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

お諮りします。只今議題となっております議案訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案訂正について（議案第 75 号東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）の件を許可することに決定しました。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 2 時 14 分）

再 開（午後 2 時 41 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長に議案の訂正を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

たびたび議案訂正致しまして大変申し訳なく思っております。議案第 75 号の条例改正をお手元に差し上げておりますけども、その表題の東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の冒頭の東彼杵町を削除でお願いしたいと思っております。次に改正文に入りました東彼杵町歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するの冒頭の東彼杵町を抹消でお願いしたいと思います。何回も訂正致しまして大変申し訳なく思っております。

○議長（森敏則君）

局長に発言をさせます。

○議会事務局長（上杉房男君）

今のに関連致しましてですけども、議事日程にも東彼杵町を付けておりますので、恐れ入りますが東彼杵町をお消し願いたいと思います。

○議長（森敏則君）

只今、産業建設文教常任委員長から議案第 75 号歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 2 とし議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従いまして本件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 2 とし議題とすることに決定しました。

追加日程第 2 議案第 75 号 歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは追加日程第 2、議案第 75 号歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。浪瀬委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 議案第75号歴史公園彼杵の荘設置管理及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 審査年月日 平成25年9月25日

○議長（森敏則君）

委員長ちょっと待って下さい。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時45分）

再開（午後2時45分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。浪瀬委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

先程の議案第75号のところでは彼杵の荘設置管理と入っておりますが、管理を削除をお願い致します。訂正を致します。

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長、産業振興課長、及び教育次長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査を行い、その後、産業建設文教常任委員会を開催しました。

本件は彼杵の荘、道の駅一帯の整備計画を図りたいとされ、明治の民家や体験工房のもつ歴史的価値に捉われることなく、学習の場等、幅広い利用を優先するために明治の民家や体験工房を行政財産から普通財産に財産変えするものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で本件は緊急性にあらず、招集日に上程すべきであり、又、具体的な計画案と質疑に対する的確な答弁を望むとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれから本案について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 75 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 75 号歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 76 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（森敏則君）

次に日程第 20、議案第 76 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 76 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,677,029 千円とします。

提案の理由と致しまして広域営農団地農道大村東彼杵地区千綿宿交差点付近の支障木伐採及び路肩整地工事にかかる経費を計上するものでございます。これは冒頭、先程もありましたように第 2 号として計上すべきでございますけれども、これはまだまだその時点では分かりませず、開会と同時に事故が発生致しまして、今平成 24 年度に 6 件ですか、25 年度も現在までに 5 件でございますので多発をしております。どの人身事故も 6 件という事でありまして、現地を見てみましたところ千綿宿から上りまして、工業団地に上りまして交差点になるわけですよ。右の方を見ていただければこんもりとした山がございます。ここを取ったら見通しが良くなりますので、信号機はもちろんお願いしておりますけれども、当面事故等防止のために早急にこんもりとした山を切り取ろうというものでございます。内容につきましては財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

説明致します。6 ページをお願い致します。3、歳出 6 款 1 項 7 目広域農道維持費でございます。工事費に 1,000 千円という事で、只今説明がありましたように広域農道と町道宿太ノ浦線の交差点付近がドライバーの視界不良となっているため、これを解消して安全確保を図るという事で支障木伐採及び路肩整地工事という事で 1,000 千円を計上致しております。

それから戻ってもらいまして 5 ページの 2、歳入でございます。11 款 1 項 1 目地方交付税、普通交付税を 1,000 千円、追加を致しております。

1 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正、以下 3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては積み上げでございます。省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

6 ページですけども、路肩整地工事という事でありまして、一応これについては、あそこは四叉路になっておりまして、上って行ったら左の方は彼杵から大村へ行くようになっておりますけども、路肩工事は左の方の彼杵側の見通しのきかない路肩からされる計画になっておりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程説明しましたとおり、千綿宿から上りまして工業団地に上りまして交差点に入ります。左側の方がオープンカットになっておりますのでここはちょっと無理ですので、右の方ですね。右の方は山が少し残地が残っております、こんもりしております。それを切り取ってフラットしたら見通しが良くなりますので、出やすいかなと思ってそういう事で早急に、事故が盛んに発生しますので見通しを良くするためのものであります。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 76 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 76 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

次にこれから議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 76 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 21 発議第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書

○議長（森敏則君）

次に日程第 21、発議第 6 号道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、樋口君。

○議会運営委員長（樋口庄次郎君）

道州制導入に断固反対する意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないままの道州制導入に断固反対するため。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 6 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第 6 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に発議第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って発議第 6 号、道州制導入に断固反対する意見書は原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣に送付することにします。

日程第 22 発議第 7 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

○議長（森敏則君）

次に日程第 22、発議第 7 号未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条の第 3 項の規定により提出します。

提出の理由、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるよう制定され、教育の機会均等とその水準の維持向上が図られてきている義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するためであります。

○議長（森敏則君）

これから委員長に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 7 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第 7 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから発議第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って発議第7号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書は原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に送付することになります。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午後3時00分）

再開（午後3時01分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今、総務厚生常任委員長から発議第8号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに発議第8号を追加日程第3とし議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第8号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

○議長（森敏則君）

それでは追加日程第3、発議第8号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは提出の理由を申します。地球温暖化防止をより確実にするため、石油石炭税の用途を、CO2排出抑制対策に限定することなく、森林吸収源対策を主体的に実施する市町村に譲与するよう強く求めるためとあります。別紙の意見書は朗読を省略致します。

○議長（森敏則君）

それでは提出者に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 8 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第 8 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから発議第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って発議第 8 号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣に送付することにします。

日程第 23 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第 23、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長より会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りまいた特定事件（所管事務）の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出により閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 24 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に日程第 24、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定によってお手元に配りました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

尚、只今議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合に議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 25 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午後 3 時 07 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 26 年 5 月 26 日

議 長 森 敏 則

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 滝川 初夫